

【表紙】  
【提出書類】 大量保有報告書  
【根拠条文】 法第27条の23第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【氏名又は名称】 鹿児島ディベロップメント株式会社  
代表取締役社長 宮脇 道秋  
【住所又は本店所在地】 鹿児島県鹿児島市山之口町1番10号  
【報告義務発生日】 2023年10月17日  
【提出日】 2023年11月1日  
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1  
【提出形態】 その他  
【変更報告書提出事由】

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ケイファーマ
証券コード	4896
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	鹿児島ディベロップメント株式会社
住所又は本店所在地	鹿児島県鹿児島市山之口町1番10号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	1981年12月10日
代表者氏名	宮脇 道秋
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	・ 旅館業 ・ 太陽光発電事業 ・ 古物商（リース中古物件売却） ・ 損害保険代理店業務 ・ 公共施設運営管理業務 ・ 投資事業組合財産の運用及び管理、投資事業組合の運営及び管理

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	鹿児島ディベロップメント株式会社 投資事業部 部長 御領 博昭
電話番号	099-295-6151

## (2)【保有目的】

鹿児島ディベロップメント株式会社が無限責任組合員となっているかごしまバリューアップ投資事業有限責任組合からの純投資
---

## (3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			641,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 641,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		641,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2023年10月17日現在)	V	11,559,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		5.55
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

- ・鹿児島ディベロップメント株式会社が無限責任組合員となっている、かごしまバリューアップ投資事業有限責任組合（以下、「本件組合」といいます。）が全株式を保有しています。
- ・本件組合は、発行者の普通株式（以下、「本件株式」といいます。）のうち499,000株に関し、株式会社SBI証券に対し、以下の通り確約しております。

本件組合は、本件株式の上場日より起算して90日を経過する日までの期間（以下、「処分制限期間」といいます。）は、本件組合が保有する本件株式について譲渡、移転、担保権の設定、貸借、売付、これらに係る契約の締結、デリバティブ取引（取引の決済が本件株式その他の証券の交付、金銭又はその他の方法でなされるかを問いません。）及びその他の処分（他社への移管出庫を含みます。）、本件株式に転換若しくは交換されうる有価証券又は本件株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行、募集、本件組合の指示により行為する法人又は個人に上記行為を行わせること、並びにこれらの行為を行う意図があることを発表又は公表することを行わないことを表明し、確約します。

ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではありません。

- (1) 会社法第192条第1項に基づく単元未満株式の買取請求による発行者株式の売却又は譲渡。
- (2) 売却価格が届出書に定める発行価格（処分制限期間中に発行者が株式分割を実施した場合は株式分割考慮後の価格）の1.5倍以上であって（ただし、当該売却価格が立会外取引による場合には、当該売却に係る支払手数料またはこれに相当する対価を控除した売却価格が、届出書に定める売却価格の1.5倍以上であることを要します。）、株式会社SBI証券を通して本件市場またはToSTNeT市場で売却する場合。

- ・本件組合は、本件株式のうち142,000株に関し、発行者との間で、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程及び有価証券上場規程施行規則に基づき、原則として、割当を受けた日から上場後6か月間を経過する日（当該日において保有株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、保有株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）までの間は、保有株式の全部又は一部を第三者に譲渡しない旨の確約を行っております。

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	298,900
上記（Y）の内訳	かごしまバリューアップ投資事業有限責任組合に出資する組合員からの出資金に基づくものです。 2019年1月29日付で、A種優先株式333株を99,900千円で取得 2021年2月5日付で、B種優先株式166株を99,600千円で取得 2022年3月4日付で、C種優先株式142株を99,400千円で取得 2023年6月1日付で、発行者が全ての優先株式を取得すると引換えに、普通株式641株を取得 2023年8月6日付で、株式分割（1：1000）により普通株式641,000株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	298,900

## 【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

## 【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地